施設認定等検査支援事業実施要領

制定 令和2年3月31日元食産第5916号

農林水産省食料産業局長通知

改正 令和2年4月17日2食産第327号

改正 令和2年6月19日2食産第1480号

第1 目的

農林水産物・食品輸出促進対策事業実施要綱(平成28年4月1日付け27食産第5412号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。)別表1の事業の種類の欄のIの1の(2)のアのうち事業の内容欄の3の施設認定等検査支援事業(以下「本事業」という。)は、実施要綱及び農林水産物・食品輸出促進対策事業補助金交付要綱(平成28年4月1日付け27食産第5418号農林水産事務次官依命通知。以下「交付要綱」という。)に定めるもののほか、本要領により実施するものとする。

第2 事業実施主体

- 1 実施要綱別表1の事業実施主体の欄の6の食料産業局長が別に定める者は、次に掲げるとおりとする。
- (1)農林漁業者の組織する団体、商工業者の組織する団体、民間事業者、公益社 団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、独立行政法人、企業組 合、事業協同組合、事業協同組合連合会、協業組合、輸出組合
- (2) 法人格を有しない団体であって食料産業局長が特に必要と認めるもの(以下「特認団体」という。)
- 2 特認団体は、次に掲げる要件を全て満たすことを要するものとする。
 - (1) 主たる事務所の定めがあること。
 - (2) 代表者の定めがあること。
 - (3) 定款、組織規程、経理規程等の組織運営に関する規程があること。
 - (4) 年度ごとに事業計画、収支予算等が総会等において承認されていること。
- 3 特認団体の申請をする団体は、事業実施計画(実施要綱第5の1の事業実施計画をいう。以下同じ。)を提出する際、別記様式1を併せて食料産業局長に提出し、 その承認を受けるものとする。

第3 事業の内容等

本事業の内容及び補助対象となる経費の範囲については、次のとおりとする。

日本産の農林水産物・食品の輸出を促進するため、輸出先国・地域(以下「輸出先国」という。)の規制など輸出阻害要因の解消に向けた民間団体等の取組に対し、支援を行うものとする。

また、補助率は、以下の1及び2の事業は定額、3及び4の事業は2分の1以内とする。

1 タイ等向け青果物の輸出に必要な選別及び梱包施設に係る認証取得・維持・更 新支援事業

青果物を輸出するに当たって、相手国の法令により選別及び梱包に係る施設において認証取得が求められている場合、当該認証取得及び取得した認証の維持・更新に必要な経費を支援するものとする。

(補助対象経費)

旅費、認証取得・維持・更新のための監査・審査費用等

2 タイ等向け青果物の輸出解禁後に必要なロットごとの合同輸出検査等に係る 支援事業

2019年3月31日以降に青果物の輸出先国政府から以下の検査等が求められる場合における、当該検査等に係る費用を支援するものとする。

- (1)輸出先国検査官と我が国検査官との輸出ロットごとの合同輸出検査(当 該輸出先国への青果物の輸出が解禁された後に行うものに限る。)
- (2)登録園地及び登録選果こん包施設の査察(アに掲げる合同輸出検査と併せて行われるものに限る。)

(補助対象経費)

旅費、謝金、日当、賃金、使用料及び賃借料、役務費、印刷製本費、消耗 品費、委託費、人件費、通訳費等

3 インドネシア等向け植物由来生鮮食品の輸出に必要な残留農薬等検査費用に 係る支援事業

輸出先国の法令により、輸出前に日本国内で植物由来生鮮食品について残留農薬等検査(当該輸出先国への青果物の輸出が解禁された後に行うものに限る。)の実施が必要な場合における、当該検査に係る費用を支援するものとする。

(補助対象経費)

残留農薬等(残留農薬、重金属、微生物、マイコトキシン)検査費等 補助対象となる経費は、原則として交付決定後に着手された事業に係るもの とする。ただし、タイ向け青果物の輸入通関時における残留農薬検査に関する 新たな規制への対応のための残留農薬検査に係る経費については、本事業の公 募の締め切り日以降に着手された事業に係る経費については対象とする。 4 台湾等向け青果物の輸出解禁後に必要な輸出先国検査官の招聘に係る支援事業

輸出先国検査官を日本に招聘して、生産園地、登録施設等の確認及び輸出 先国の検査官と我が国検査官との合同輸出検査を行う場合における、当該確 認及び検査(当該輸出先国への青果物の輸出が解禁された後に行うものに限 る。)に係る費用を支援するものとする。

(補助対象経費)

旅費、謝金、日当、賃金、使用料及び賃借料、役務費、印刷製本費、消耗 品費、委託費、人件費、通訳費等

第4 事業の実施期間

本事業の実施期間は、令和2年度とする。

第5 採択基準

実施要綱第4の採択基準は、次に掲げるとおりとする。

- 1 必須となる基準
- (1) 事業実施計画が、事業の目的に照らし適切なものであり、かつ、事業を確実に遂行するため適切なものであること。
- (2) 事業実施主体が事業実施及び会計手続を適正に行い得る体制を有していること。
- (3) 事業費のうち事業実施主体の負担分について、適正な資金調達が可能であること。
- (4) 取組の対象国・地域向けに輸出可能な品目に係る取組であること。
- 2 優先採択に係る基準
- (1) 直近3か年の輸出額の実績の平均が100万円以上の団体であること。
- (2)輸出事業計画(GFPグローバル産地計画)の認定規程(令和2年4月1日 付け農林水産大臣決定)に基づく計画の認定を受けた団体であること。
- (3) 輸出事業計画の認定を受けていないが、GFP コミュニティサイト (https://www.gfp1.maff.go.jp/entry) に登録されている団体であること。

第6 事業実施手続

1 事業実施計画の作成及び承認

事業実施主体は、実施要綱第5の1の規定に基づき、別記様式2により事業実施計画を作成し、事業承認者に提出して、その承認を受けるものとする。

ただし、実施要綱第5の2の規定に基づく事業実施計画の変更(2の重要な変

更に限る。)又は中止若しくは廃止の承認申請については、交付要綱第8の規定に 基づく変更等承認申請書の提出をもって、これに代えることができる。

なお、別記様式2に添付すべき資料であって、本事業の公募要領に基づき提出 済みの資料等と重複するものは、その添付を省略できるものとする。

2 事業実施計画の重要な変更

実施要綱第5の2の食料産業局長が別に定める重要な変更は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 事業の内容の追加又は削除
- (2) 事業目的の変更
- (3) 交付要綱別表 1 の区分の欄の I の 1 の (2) のアのうち経費の欄の 3 に係る 重要な変更の欄に掲げる変更
- (4) 3により委託する事業の新設又は内容の変更
- 3 事業の委託

事業実施主体は、他の者に本事業の一部を委託して行わせる場合は、次に掲げる事項を事業実施計画(別記様式2)の別添の「第1総括表」の「事業の委託」の欄に記載することにより事業承認者の承認を得るものとする。

- (1) 委託先が決定している場合は委託先名
- (2) 委託する事業の内容及び当該事業に要する経費

第7 事業実施状況の報告

1 事業実施状況の報告

事業実施主体は、実施要綱第7の規定に基づき、事業終了後速やかに事業実施計画(別記様式2)に準じて事業実施結果に係る報告書を作成し、事業承認者に提出するものとする。

ただし、農林畜水産業関係補助金等交付規則(昭和31年農林省令第18号)第6条第1項の規定に基づく実績報告書の提出をもって、これに代えることができる。

2 事業成果の報告

第3の1の取組について、事業実施主体は、認証取得等が第4に掲げる事業実施期間に完了しない場合、事業終了年度の翌年度から認証取得等が完了する年度までの間、毎年度、事業の成果について、別記様式3により事業成果報告書を作成し、毎年度終了後1か月以内に事業承認者に報告するものとする。

第8 補助金遂行状況の報告

交付要綱第 12 に定める補助金遂行状況の報告については、補助金の交付決定に 係る年度の 12 月末日現在において補助金遂行状況報告書を作成し、翌月末までに 正副 2 部を交付決定者(交付要綱第 3 の 2 に規定する交付決定者をいう。)に提出するものとする。

ただし、交付要綱第 11 の規定に基づき概算払を受けようとする場合は、交付要綱別記様式第 4 号の概算払請求書の提出をもって、これに代えることができる。

なお、交付要綱別記様式1に添付すべき資料であって、既に本事業の公募要領に 基づき提出のあった資料等と重複するものは、その添付を省略できるものとする。

第9 報告又は指導

事業承認者は、事業実施主体に対し、本事業に関して必要な報告を求め、又は指導を行うことができるものとする。

附則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附則

この改正は、令和2年4月17日から施行する。

附則

この改正は、令和2年6月19日から施行する。

この通知による改正前の本要領により実施した事業については、なお従前の例による。

別記様式1 (第2関係)

番号年月

(事業承認者) 殿

所 在 地 団 体 名 代 表 者 の 役 職 及 び 氏 名 印

施設認定等検査支援事業特認団体承認申請書

- 1 団体の名称
- 2 主たる事務所の所在地
- 3 代表者の役職名及び氏名
- 4 設立年月日
- 5 事業年度 (年月~年月)
- 6 構成員

				大企業・中			年間		
	名称	所在地	代表者氏名	小企業の別	従業員数	資本金	販売額	主要事業	備考
L									

- 7 設立目的
- 8 事業実施計画の内容(事業実施計画の添付をもって記載に代えることができる。)
- 9 特記すべき事項
- 10 添付書類
 - (1) 定款、組織規程、経理規程等の組織運営に関する規程及び総会等で承認されて いる直近の事業計画及び収支予算等
 - (2) 新たに設立された団体にあっては、設立に関する関係者の協議・調整等を示す 書類(創立総会議事録写し等)
 - (3) その他参考資料

別記様式2 (第6及び第7関係)

番 号 年 月 日

(事業承認者) 殿

所 在 地 団 体 名 代 表 者 の 役 職 及 び 氏 名 印

令和 年度施設認定等検査支援事業実施計画の承認(変更、中止又は廃止の承認) の申請について

農林水産物・食品輸出促進対策事業実施要綱 ((平成 28 年 4 月 1 日付け 27 食産第 5412 号農林水産事務次官依命通知) 第 5 の 1 の規定に基づき、関係書類を添えて、承認 (変更、中止又は廃止の承認) を申請する。

- (注) 1 関係書類として別添を添付すること。
 - 2 変更、中止又は廃止の場合には、上記「第5の1」を「第5の2」とすること。
 - 3 変更の場合には、本様式中「事業の目的」とあるのは、「変更の理由」とし、承認通知があった事業実施計画の事業の内容及び経費の配分と変更後の事業の内容及び経費の配分とを容易に比較対照できるように変更部分を二段書きとし、変更前を括弧書きで上段に記載すること。ただし、事業内容のうち当該変更の対象外となるものについては、省略すること。
 - 4 中止又は廃止の場合には、本様式中「事業の目的」とあるのは、「中止(廃止)の理由」とし、当該箇所に事業を中止し、又は廃止する理由について記載すること。
 - 5 事業実施結果に係る報告書として本様式を用いる場合には、件名を「令和 〇年度施設認定等検査支援事業実施計画の実施結果の報告について」とし、 別添「第1 総括表」及び「第2 個別事業実施計画添付資料」には実績を記載すること。

別添

第1 総括表

			負 担	区 分		
事業種類	事業細目	事業費			事業の委託	備考
			国庫補助金	事業実施主体		
		千円	千円	千円	(1)委託先	
					名	
					(2) 委託す	
					る事業の内容	
					及び当該事業	
					に要する経費	
合	計					
	□ I					

- (注) 1 事業種類は、交付要綱別表1の区分により記入すること。
 - 2 事業細目は、交付要綱別表1の区分欄Iの1の(2)のアの経費の欄の3施設認定 等検査支援事業の区分により記入すること。

第2 個別事業実施計画添付資料

施設認定等検査支援事業のうち〇〇〇〇支援事業*

(*本要領第3の1~4の事業ごとに事業名を記載して作成すること)

1	事業	実施	主体	(D)	概要

(1) 事業実施主体の名称 (注) ふりがなを付すこと。
(2) 主たる事務所の所在地
(3)代表者の役職名及び氏名 (注)ふりがなを付すこと。
(4) 設立目的
(5) 設立年月日及び事業年度(月~ 月)
(6) 直近の収支予算及び収支決算
(7) 主たる業務の内容
(8) 事業実施体制(事業実施、経理その他管理体制) (注)補助事業を実施する能力、補助事業に係る経理その他の事務を行うための適切な管理体制及 び処理能力を有する内容を示すこと。なお、記載内容を別葉とすることができる。

2. 事業の目的

(1)輸出環境の分析 (国内における品目の生産(製造)状況・現在の輸出状況、輸出対象国・地域における市 場の評価、競合品の動向等)	
(2)輸出対象国・地域、対象品目、販売対象、販売方法、競合品との差別化方法等	
(3)輸出拡大の課題	
(4)上記(1)~(3)を踏まえた目的及び目標を記載 (目的を記載した上で目標を設定。(例)○○向けの△△の輸出の拡大を目的とした□□ 認証の取得・維持・更新、査察団の受け入れ、残留農薬等検査等)	
3. 輸出目標額等	
(1)①元年度目標額の算出根拠並びに3年度までの目標額の設定及び達成の考え方	
②事業の波及効果	

③事業成果・	効果の検証方法	

(2)対象品目の内訳

(単位:千円)

							(-	<u>业. I 口/</u>
対象国 又は地 域	品品	目標 実績 の別	平成29 年・年度 (いずれかに○ を付すこと)	平成30 年・年度(いずれかに○ を付すこと)	令和元 年・年度 (い ずれかに○を付 すこと) (基準年)	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
		目標額						
		実績額						
		目標量 (単位)						
		実績量 (単位)						
		目標額						
		実績額						
		目標量 (単位)						
		実績量 (単位)						
合	計	目標額						
		実績額						

額を記載すること。

4. 活動内容

(1) 内容(認証取得・維持・更新、査察団の受入れ、残留農薬検査等の内容等)
(2) 対象となる生産地、施設、品目等(住所、生産者、事業者等)
5. 実施体制
(注)4(1)の活用内容ごとに、それぞれの事業担当の氏名及び役割や委託する場合の委託先との関係、 委託内容を図表等により記載すること。

6. 事業実施スケジュール等

- (1) 事業実施スケジュール
- (注) 4の活動内容ごと及び月ごとにスケジュールを記載すること。

176 日		令和2年								3年		
項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10 月	11月	12月	1月	2月	3月

- (2) 令和2年度事業完了予定年月日
- (3) 令和3年度以降の事業内容

7. 積算内訳(実績報告の際には「経費内訳」とする。)

			担 区	分	事業の	
区 分	事業費	国 庫補助金	自 己 負担金	その他	委託	備 考
(区分例)	円	円	円	巴	(1)委託先 (2)委託す る事業の 内容	 ※1 各経費については、第5 の補助対をとの補助対をを委託する経費を要がすると。 ※2 事業の一部を要する経費においることに載することに載することに対するの内に記載すること(別集するに記載すること(別東可)。
(A) (1) ○○認証の取得 (1) ○○認証の取得 (2) ○○国査察官の						○○○費 単価×数量、員数等=△△△円 ○○○費 単価×数量、員数等=△△△円 ○○○費 単価×数量、員数等=△△△円 ○○○費 単価×数量、員数等=△△△円
招へい						○○○費 単価×数量、員数等=△△△円 ○○○費 単価×数量、員数等=△△△円 ○○○費 単価×数量、員数等=△△△円 ○○○費 単価×数量、員数等=△△△円
(3)○○認証の更新						○○○費 単価×数量、員数等=△△△円 ○○○費 単価×数量、員数等=△△△円 ○○○費 単価×数量、員数等=△△△円 ○○○費 単価×数量、員数等=△△△円
(4)残留農薬等検査						○○○費 単価×数量、員数等=△△○円 ○○○費 単価×数量、員数等=△△○円 ○○○費 単価×数量、員数等=△△○円 ○○○費 単価×数量、員数等=△△○円 ○○○費 単価×数量、員数等=△△○円
計						中面/数量、頁数等-△△△□ ○○○費 単価×数量、員数等-△△△円

(注)

- 1. 備考欄には、区分欄に掲げる経費の根拠(経費内容、単価、数量、員数等)を詳細に記載すること。 なお、備考については、別葉とすることができる。
- 2. 仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には「減額した金額」と、当該税額がない場合には「該当なし」と、当該税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ計の備考 欄に記入すること。

8. 特記事項

- 9. 添付資料 (1) 人件費、謝金及び賃金については、その単価の根拠資料を添付すること。
- (2) 事業費の自己負担金の構成員別負担額及び負担割合(%)を記した資料(様式:任意)を添付する
- (3) 事業の一部を委託する場合には、その**相見積り**、委託先及び委託内容を記載した資料及び委託契約書(案)を添付すること。また、<u>相見積り</u>を取っていない場合又は最低価格を提示した者のものを積算内訳の根拠としない場合には、その理由を明らかにした資料を添付すること。 (4) 旅費を計上する場合には、旅費を使用する者の内訳が分かる資料。 (5) 必要に応じて資料を添付すること。

別記様式3 (第7関係)

番 号 年 月 日

(事業承認者) 殿

所 在 地 団 体 名 代表者の役職及び氏名 印

「施設認定等検査支援事業」に係る事業成果の報告について

施設認定等検査支援事業実施要領(令和2年3月31日付け元食産第5916号農林 水産省食料産業局長通知)第7の2の規定に基づき、関係書類を添えて報告しま す。

(注) 関係書類として別添を添付すること。

(別添)

- 1 事業実施主体
- (1) 事業実施主体の名称
- (注) ふりがなを付すこと。
- (2) 主たる事務所の所在地
- (3) 代表者の役職名及び氏名
- (注) ふりがなを付すこと。
- 2 事業の目標
- 3 活動内容
- (注) 当該報告に係る年度における活動内容を具体的に記載すること。
- 4 進捗状況
- (1) 目標達成状況
- (注)事業実施年度の取組に対する達成状況を記載すること。
- (2) 目標達成状況の背景(要因分析)
- (注)事業を実施した成果を含め、具体的に記載すること。目標を達成できなかった場合についても、その要因を詳細に分析すること。
- 5 次年度以降の活動方針
- (注) 上記分析を踏まえた次年度以降の活動方針について、具体的に記載すること。